

雲仙市地域福祉計画



<雲仙市地域福祉活動計画>



長崎県雲仙市

はじめに



平成17年10月、7町が合併し雲仙市が誕生して以来、合併したことで得られるスケールメリットをいかし、市民の皆様への合併に対する不安・不満を解消し、ますます多様化する市民ニーズに対応すべく行政を行ってまいりましたが、とりわけ福祉サービスにつきましては、地域に密着したきめ細やかな対応がこれまで以上に必要となってきました。

しかし、近年、国や県をはじめ市の財政状況も非常に厳しい状況にある中、少子高齢化の進行や時代の流れとともに家族や地域の希薄化など地域社会も変化しつつあり、市民の福祉ニーズは複雑多様化してきております。

このような中、これまでの公的サービスだけでは対応できない課題なども生じてきており、これまで同様、行政のみによる福祉サービス提供のやり方では、今後、財政的にも人的にも対応できなくなるおそれがあります。

市としましては、地域住民の皆様がお互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことができるよう、「雲仙市地域福祉計画」の策定に取り組みました。

この地域福祉計画の最大の特徴は、地域住民の皆様がお互いに支え合い、助け合いながら、自分の地域で安心して暮らすことができるよう、市が実施することだけでなく、各種団体や市民のみなさんの役割分担も明記することとして、行政と市民が一体となって計画実現に向け取り組んでいただくことにあります。

このため、市民アンケート調査や地域座談会など計画策定の初期段階から、多数の市民のみなさんにご参画いただき、貴重なご意見やお知恵をいただいたところでございます。

これはまさに、市政運営の柱の一つ「市民との協働」によるものでございます。今後、この計画を推進し、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました市民の皆様、関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成23年4月

雲仙市長 奥村 慎太郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景	7
2 地域福祉計画とは	8
3 地域福祉活動計画とは	8
4 計画の位置づけ	8
5 計画の期間	10
6 計画の策定方法	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 人口、世帯等の状況	13
2 福祉の状況	15
3 福祉に関するアンケート調査及び地域座談会等から	18
市民アンケート調査からの課題	18
地域座談会からの課題	19
関係福祉団体ヒアリングからの課題	23
4 地域福祉の現状	24
第3章 計画の基本的考え方	
1 基本的考え方	27
2 基本理念	27
3 基本目標	27
4 施策の体系図	30
第4章 地域福祉推進のための施策の展開<地域福祉活動計画>	
～ 基本目標 育てようささえ愛の人づくり ～	35
～ 基本目標 地域のネットワークでささえ愛 ～	38
～ 基本目標 人にやさしい地域づくり ～	42
～ 基本目標 地域のみんなでささえ愛 ～	47
第5章 地域福祉の推進と評価	
1 市民と協働による地域福祉の推進	51
2 市と関係機関の連携	51
3 計画の進行管理と評価	51
参考資料 用語解説	55



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

■ 福祉を取り巻く環境の変化

少子高齢化や核家族化などの進行に伴い、地域社会の形態が変化し、個人の価値観の多様化などにより、以前の家族や地域で助け合う、支え合うという相互扶助機能が弱体化してきています。また、人と人とのコミュニティが薄れ、家族や地域のつながりが希薄化していると言われていています。

このような地域社会の中、孤独死や虐待など生活上のいろいろな課題や問題は複雑多様化し、これまでの公的サービスだけでは対応できない課題なども生じてきています。

■ 地域福祉の推進が求められている

そこで、地域住民や行政のほか、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などが、共に考え、共に取り組み、子どもも高齢者も障がいのある人もない人も、全ての人が尊厳をもって、家族や住みなれた地域の中で、安心して豊かな生活を営むために、地域での支え合いなど地域福祉の推進が求められています。

■ 地域福祉の推進は、地域を活性化する

「個人で解決できない課題」や「既存の福祉サービスの対象でないため解決が困難な問題など」の解決に向け、「地域の中で住民一人ひとりが、地域住民の視点で、共に考え、共に行動し、解決していく。」この取り組みを行うことが地域福祉につながり、さらに、この取り組みを活発に行うことは、地域を活性化させることにつながっていきます。

以上のような背景から、市では、地域福祉を推進、支援するための仕組みを構築し、市民、福祉関係者、福祉関係団体、福祉関係事業者や社会福祉協議会及び行政の協働による、地域における福祉活動を積極的に推進するため「雲仙市地域福祉計画」<地域福祉活動計画>を策定しました。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、前項で記述したとおり、地域で支え合う仕組みを構築し、市民、関係団体、行政の協働により地域における福祉活動を積極的に推進するための計画です。

3 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域内の様々な社会資源と住民や民間の団体が行う活動を結びつけながら、地域の課題解決という地域福祉計画と共通の目的に取り組むための計画です。

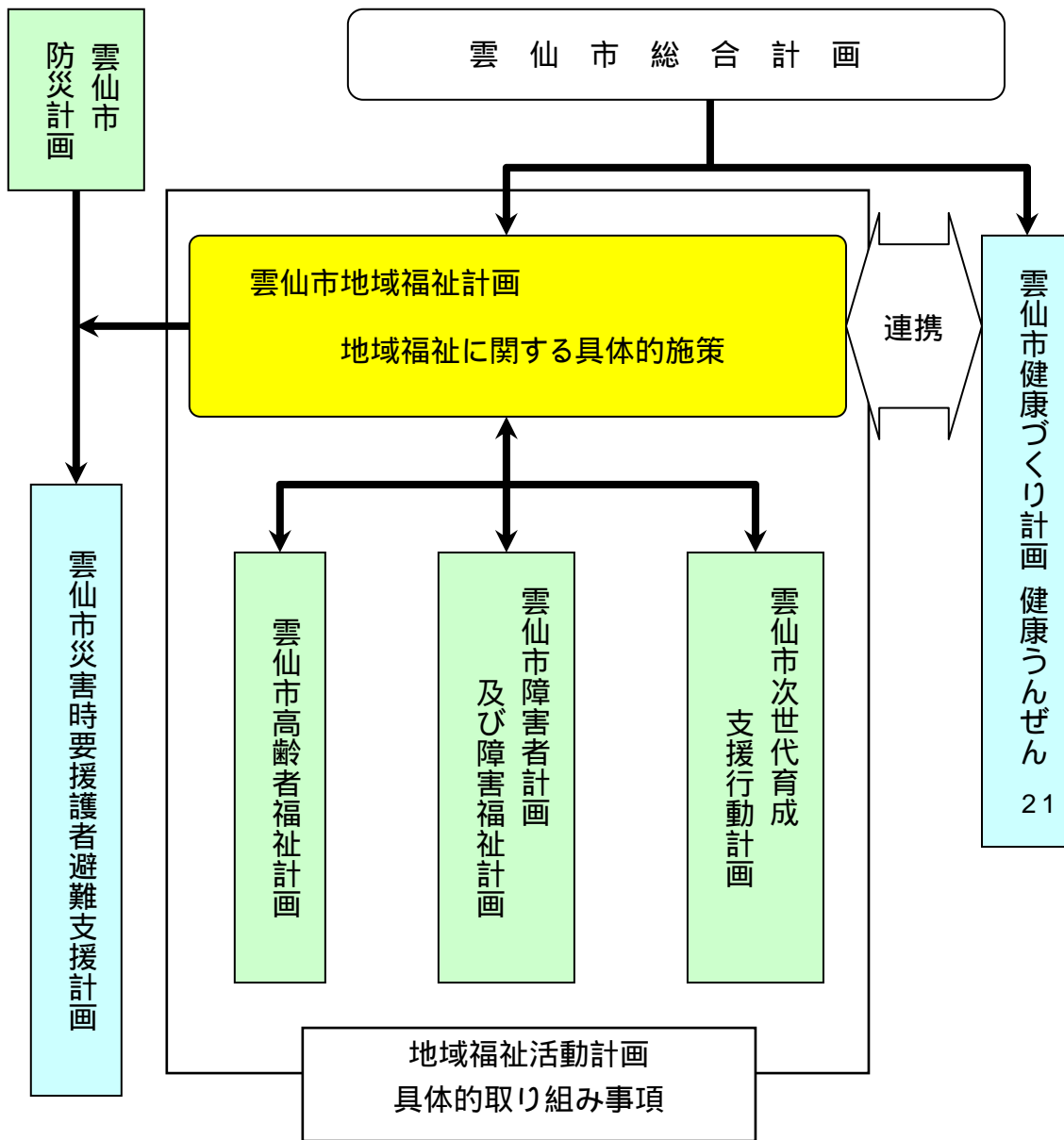
4 計画の位置づけ

本市では、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくため、平成19年3月に「雲仙市総合計画」を策定しました。この総合計画は、本市の将来の発展に向け、市民と行政が一体となって、活力と魅力あるまちづくりに取り組むための指針を定めています。

また、保健分野では「雲仙市健康づくり計画 健康うんぜん21」を、福祉分野では、障がい、高齢、児童のそれぞれの分野ごとに「雲仙市障害者計画及び障害福祉計画」「雲仙市高齢者福祉計画」「雲仙市次世代育成支援行動計画」（以下「個別計画」という。）を、更に高齢者や障がいのある方など自然災害の犠牲となりやすい方々の安心安全の向上を図るため「雲仙市災害時要援護者避難支援計画」（「避難支援計画」という。）を策定し、それぞれ各分野において対象者に応じた保健・福祉施策の推進を図っています。

「地域福祉計画」は、「雲仙市総合計画」を上位計画として、本市における保健・福祉分野の個別計画や避難支援計画に共通する地域福祉の理念を相互につなぐ役割、また、それぞれの個別計画ではカバーできない生活課題を併せて横断的に考える計画として、これら個別計画の基盤となる役割を果たすものとして位置づけます。

< 雲仙市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ概念図 >



5 計画の期間

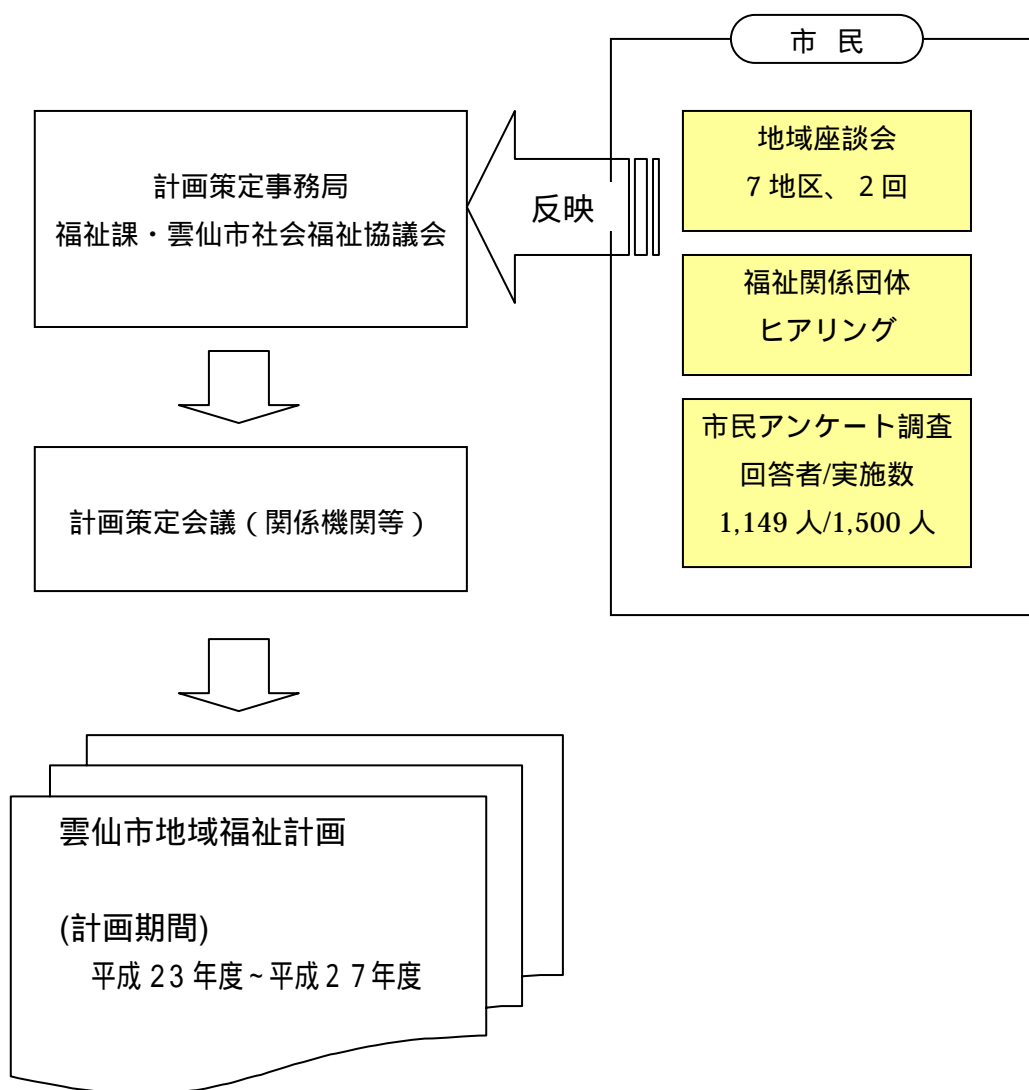
計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年計画とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化、また、国・県などの福祉政策の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

6 計画の策定方法

地域福祉の推進と実現のためには、市民の皆様が、それぞれの地域の中の生活課題を明確にし、課題解決に向けての地域福祉活動に取り組んでいただく必要があります。

このため計画策定から市民の皆様に参加していただくこととし、次の方法により策定作業を進めました。



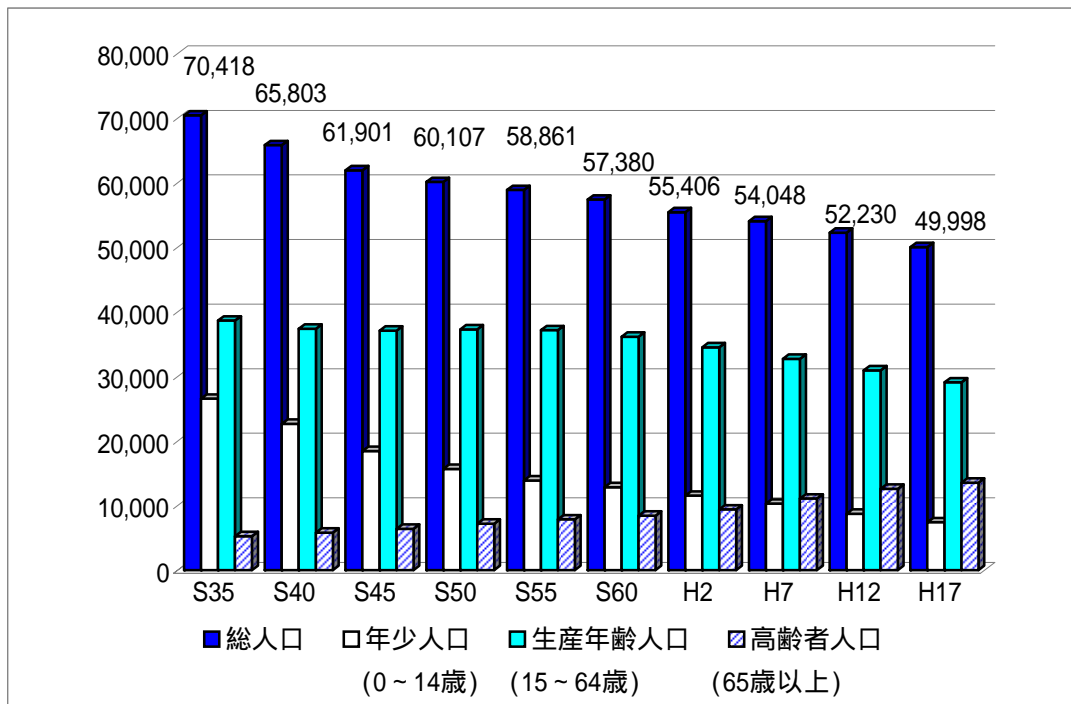
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

本市における地域福祉を取り巻く現状と課題を、各種統計データ及び市民アンケート調査、地域座談会での結果から整理しました。

1 人口、世帯等の状況

総人口の推移と年齢3区分人口の推移

(表1 -) 雲仙市における人口の推移と年齢3区分人口の推移



数値は国勢調査を基礎としたもの

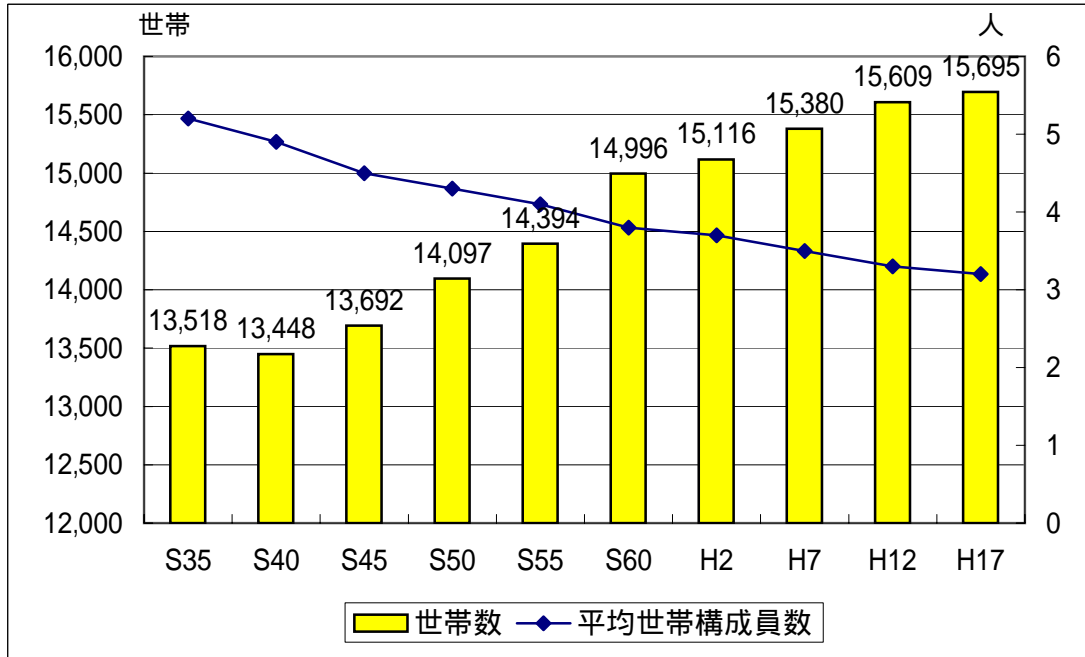
本市の総人口は、平成17年の国勢調査で49,998人で、昭和35年調査から20,420人の減少となっています。総合計画における人口推計では、平成17年から10年ごとに約5,000人が減少し、20年後の平成37年には、約10,000人が減少し39,417人になることを推計しています。

地区別には、愛野地区を除く全地区で減少傾向です。

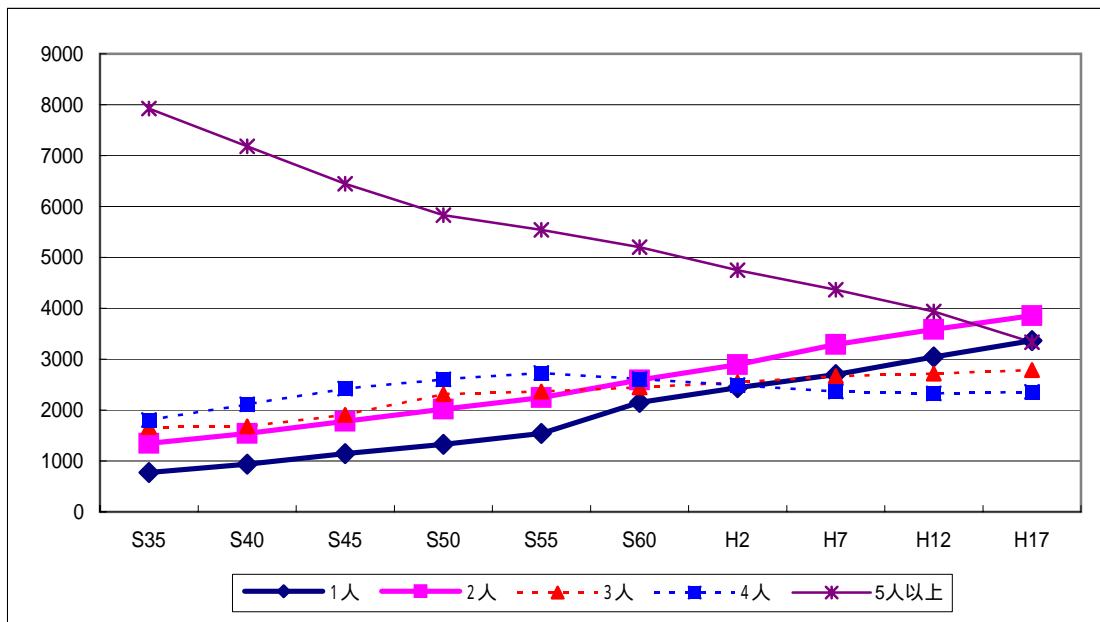
年齢3区分別では、生産年齢人口(15~64歳)は昭和35年から昭和55年までほぼ横ばいで推移していますが、昭和60年から減少傾向です。また、年少人口(15歳未満)が減少傾向である反面、高齢者人口(65歳以上)は増加していることが分かり、本市においても少子高齢化の進行が確認できます。

世帯数と世帯構成の変化

(表1 -) 雲仙市における世帯数と世帯構成員数(平均値)の推移



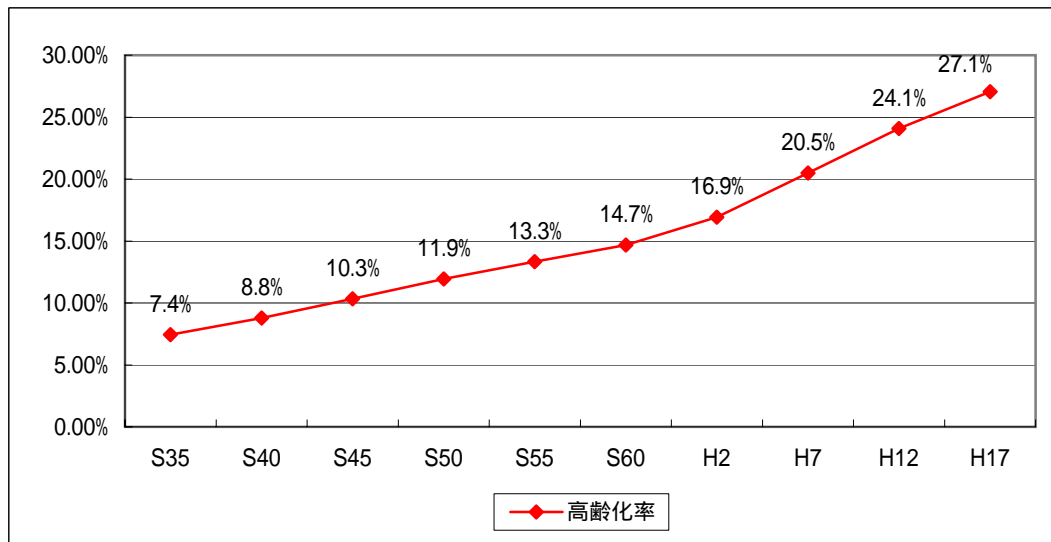
(表1 -) 雲仙市における世帯構成員数の推移



本市の総人口は、減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあります。このことは、平均世帯構成員数の減少(表1 - 参照)を示すこととなり、表1 - により単身世帯など小世帯員の増加や以前の3世代・2世代同居の生活形態から1世代のみの世帯への移行、いわゆる核家族化の進行などが読み取れます。

2 福祉の状況
 少子高齢化の状況
 高齢化の推移

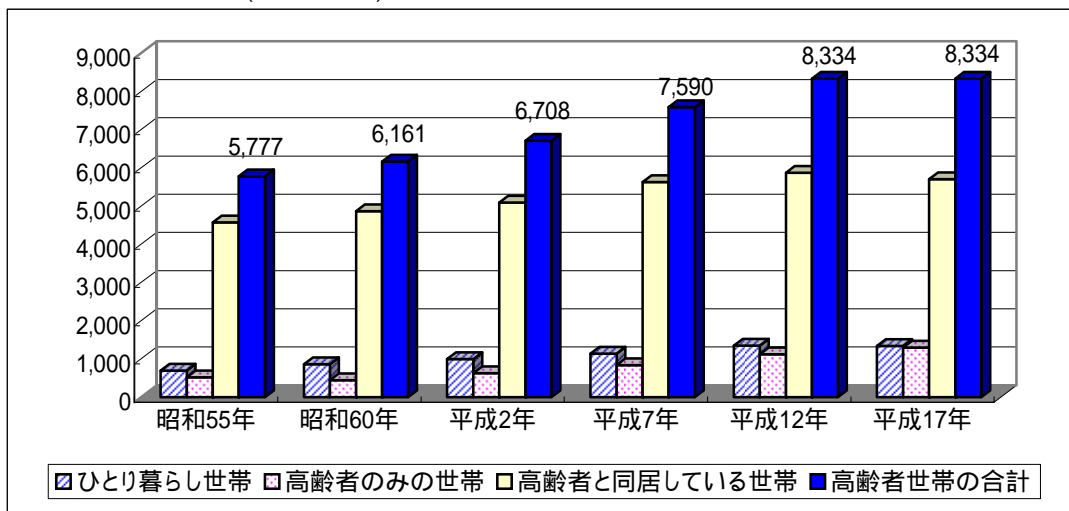
(表2 -) 雲仙市における高齢化率の推移



65歳以上の高齢者人口が年々増加していることについては、表1 - で示しましたが、高齢化率の推移をみると、急速に上昇していることが分かります。昭和40年から昭和60年の20年間では5.9%の上昇ですが、昭和60年から平成17年の20年間では12.4%の伸びとなっています。

高齢者世帯

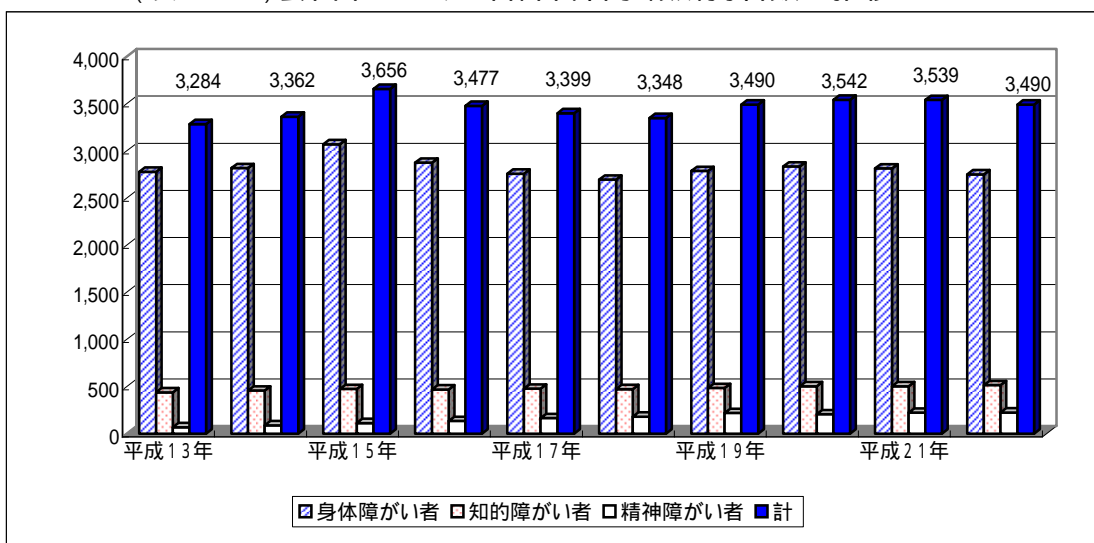
(表2 -) 雲仙市における高齢者世帯数の推移



ひとり暮らし世帯及び高齢者のみの世帯とも増加傾向にあります。ひとり暮らし世帯では、平成17年に1,338世帯となっており、昭和55年比較で99.3%の伸び率、高齢者のみの世帯では平成17年に1,292世帯で昭和55年比較で149.9%の伸び率となっています。

障がい児・者の状況

(表2 -) 雲仙市における各障害者手帳所持者数の推移

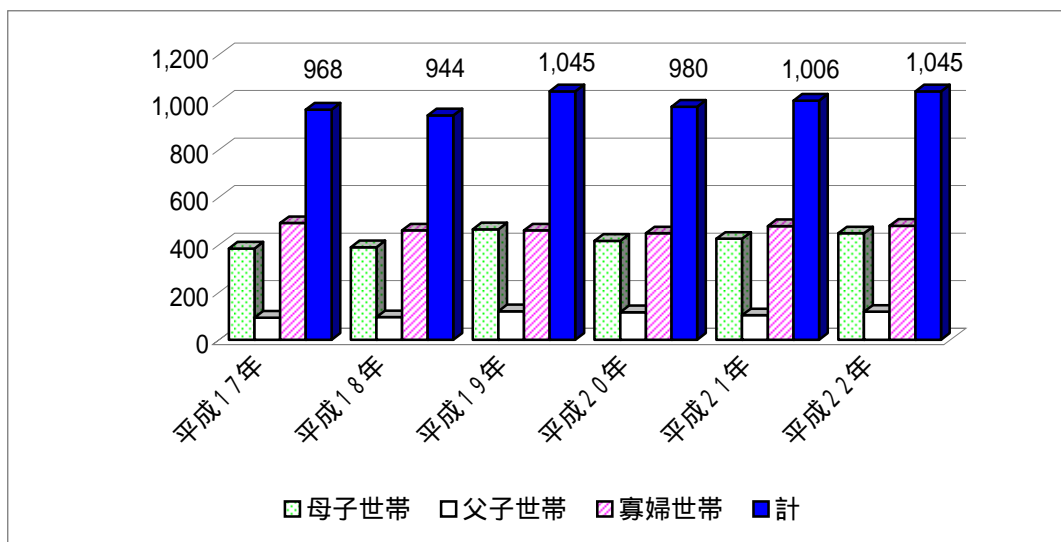


資料/福祉課 障害福祉班(各年4月1日現在)

平成22年4月1日現在、本市における身体障害者手帳所持者数は2,813人、療育手帳所持者数は503人、精神福祉手帳所持者数は223人、合計3,539人で総人口の7.2%となっています。

子ども子育て家庭の状況

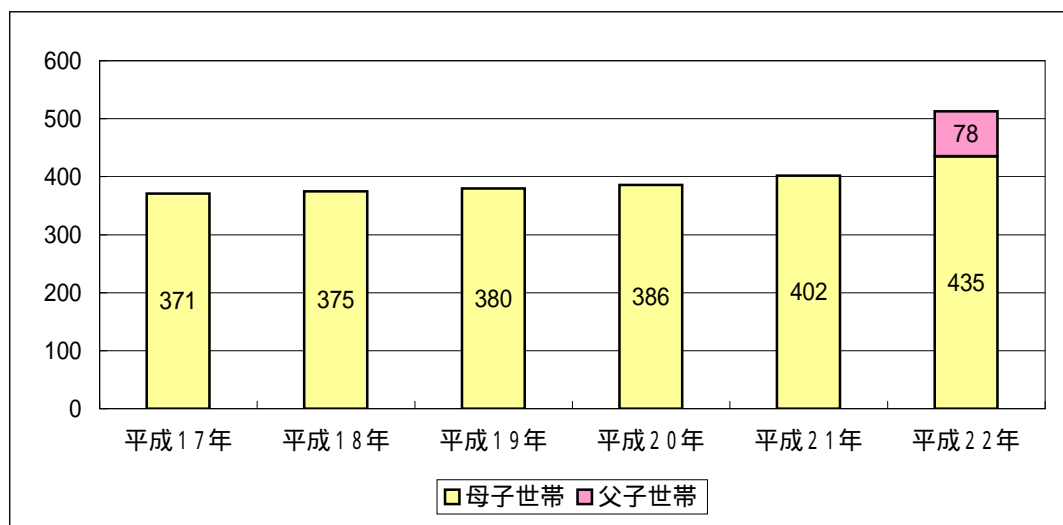
(表2 -) 雲仙市における母子・父子、寡婦世帯数の推移



資料/こども支援課(各年4月1日現在)

平成22年4月1日現在、本市における母子世帯数は448世帯、父子世帯数は118世帯、合計566世帯で総世帯数の6.3%となっています。傾向としては微増傾向です。

(表2 -) 雲仙市における児童扶養手当受給者数の推移

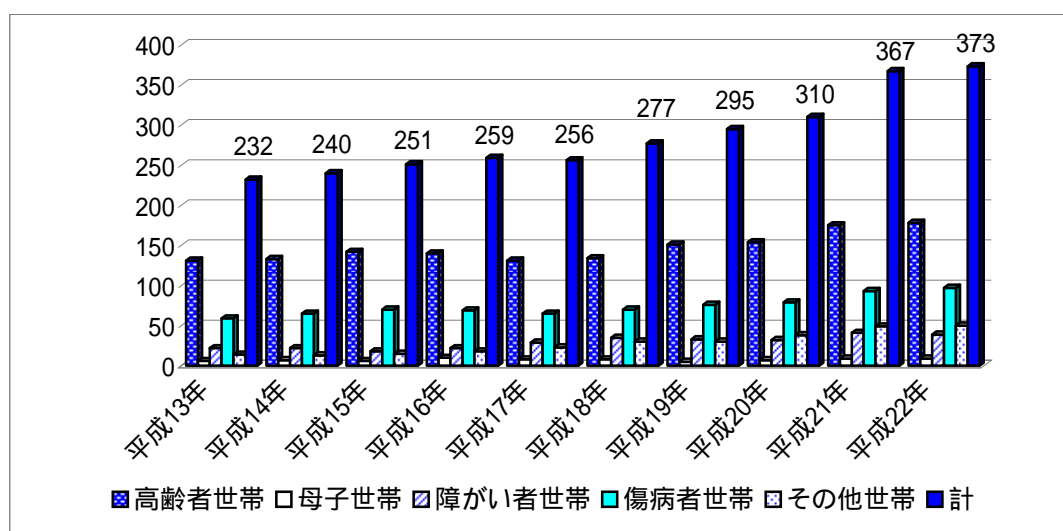


資料/こども支援課（各年4月1日現在）

母子世帯などの生活の安定を図るため支給される「児童扶養手当」の受給者数は、年々増加傾向です。受給世帯数は、平成22年4月1日現在513世帯となっています。うち、22年度から対象となった父子世帯は78世帯です。

その他(生活保護世帯の推移)

(表2 -) 雲仙市における保護世帯数の推移



資料/保護課（各年4月1日現在）

生活保護世帯数は、年々増加傾向です。受給世帯数は、平成22年4月1日現在373世帯で、平成13年世帯数から60.8%増となっています。

平成21年の急激な伸びは景気低迷による失業や収入の減、また高齢者の無年金者の増加によるものです。

3 福祉に関するアンケート調査及び地域座談会等から

地域福祉を推進するためには、地域及び市民のみなさんの参加・協力なしには進めることはできません。そのためには、計画策定段階から市民のみなさんに参加していただく必要があります。

そこで、地域福祉に関する意識調査や地域福祉を推進する上での“地域の範囲”“地域での課題・問題点”“地域でしてほしいこと”“地域でできること”などについて、アンケート調査や地域座談会、関係福祉団体ヒアリングを実施しました。

市民アンケート調査からの課題

*** 市民アンケート調査の概要 ***

【調査対象】	市内にお住まいの18歳以上の方1,500人
【抽出方法】	住民基本台帳より無作為抽出 (ただし、地区別の人口割、男女割、年代別割等を考慮しました)
【調査方法】	郵送配布、民生委員・児童委員による回収
【有効回収数】	1,149人(有効回収率76.6%)
【実施期間】	平成22年8月～11月

<地域でしてほしいこと>

- ・ 地域の中で「何とかしてほしい」と感じている問題は何ですか？では、ひとり暮らし高齢者のこと20.5%や介護が必要な高齢者を抱えている世帯のこと17.7%で、全体の38.2%を占め、以下、障がいのある人のこと15.6%、住民同士のまとまりや助け合いがとほしいこと12.5%の順となっています。
- ・ 自分自身が日常生活で不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか？(複数回答可)では、安否確認の声かけ38.9%、災害時の手助け35.6%、高齢者などの見守り30.5%となっています。

<地域でできること>

- ・ 地域社会で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力が必要だと思いますか？では、必要だと思う58.9%、必要だとは思わない2.8%となっています。
- ・ 自分自身は、どのような手助けができますか？では、安否確認の声かけ52.9%、話し相手38.4%、災害時の手助け28.8%、買い物の手伝い20.6%、高齢者等の見守り20.4%の順となっています。

地域座談会からの課題

地域福祉計画策定に係る地域への説明会及び地域福祉に関する課題などをお聞きする機会として、7地域において地域座談会を開催しました。

*** 地域座談会の概要 ***

(平成22年7月、8月開催)

第1回	【開催日】国見 7/20、瑞穂 7/22、吾妻 7/24、愛野 7/27、 千々石 7/29、小浜 7/31、南串山 8/3
	【内 容】地域の福祉に係る課題など
第2回	【開催日】国見 8/5、瑞穂 8/7、吾妻 8/10、愛野 8/12、 千々石 8/17、小浜 8/19、南串山 8/21
	【内 容】上記課題などのうち、地域や自分ができること

< 各地域での開催の様子 >

国見地区



瑞穂地区



吾妻地区



愛野地区



千々石地区



小浜地区



南串山地区



各地域でのご意見をもとに、各分野ごとに課題を整理、分析しました。

< 高齢者関係 >

課 題	国見	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山
高齢者活動の充実							
買い物、ごみ出し、その他生活支援							
高齢者の働く場所の確保、提供							
高齢者サービスの拡充、充実							
高齢者見守り活動の充実（体制整備）							
高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり							
地域での防災訓練の実施							
交通安全啓発の取り組み							
公共施設の市民利用の拡充（施設の有効活用）							
団体活動支援（自治会）							
ボランティアの育成（組織の創設）							
ボランティア活動の拠点となる場の確保							
福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の配置、充実							
情報提供（開示）							
各種制度の情報提供							
困っている人の情報などを地域で共有できるシステムづくり							
バリアフリーの推進、整備							
交通手段の確保、整備							
身近な相談窓口の整備							
自主防災組織などの整備（災害時要援護者支援）							
介護予防サービスの充実							

< 障がい者関係 >

課 題	国見	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山
買い物、ごみ出し、その他生活支援							
見守り活動の充実（体制整備）							
障がいのある人の働く場所の確保、提供							
障がいのある人について地域で理解を深める							
福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の配置、充実							
福祉サービスの充実							
高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり							
地域でのあいさつ、声かけでコミュニケーション							
障がいのある人の居場所づくり							
自主防災組織などの整備（災害時要援護者支援）							
（公共）交通機関などの整備、検討							
ボランティアの育成（組織の創設）							
情報提供（開示）							
バリアフリーの推進、整備							
各種制度の情報提供							

<子育て関係>

課 題	国見	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山
安心して遊べる場所の確保							
保育サービスの充実							
要保護児童に対する支援							
放課後児童対策への支援							
家庭、地域における子育て支援、教育支援							
保育・子育て制度の充実、拡充							
少子化対策推進							
高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり							
地域でのあいさつ、声かけでコミュニケーション							
交通安全啓発の取り組み							
ボランティアの育成（組織の創設）							
情報提供の充実（情報開示）							
民間施設との連携							

<地域活動関係>

課 題	国見	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山
高齢者活動の充実							
見守り活動							
その他生活支援							
地域での世代間交流							
高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり							
地域でのあいさつ、声かけでコミュニケーション							
公共施設の市民利用の拡充（施設の有効活用）							
団体活動支援（自治会関連）							
若者の雇用の場の確保、提供、就労支援							
環境教育の充実							
ボランティアの育成（組織の創設）、ネットワーク整備							
地域リーダーの育成							
福祉教育の充実							
身近な相談窓口の整備							

<その他>

課 題	国見	瑞穂	吾妻	愛野	千々石	小浜	南串山
生きがい対策支援							
健康対策							
地域防災（消防団）							
地域資源活用							

関係福祉団体ヒアリングからの課題

地域福祉に関わる活動を行っている関係団体が抱える課題などを把握するため、平成22年7月15日にヒアリングを実施しました。

対 象	雲仙市身体障害者福祉協会、雲仙市母子寡婦福祉会、雲仙市手をつなぐ育成会、雲仙市老人クラブ連合会、雲仙市ボランティア連絡協議会、雲仙市保育会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動上の問題、課題 ・ 活動上の要望 ・ 他の福祉関係団体などへの要望やお願い

【ヒアリング結果】

- ・ 社協からの自治会配布物などを福祉団体へ委託することはできないか
- ・ 活動資金の不足
- ・ 行政情報の周知を充実してもらいたい（福祉団体へも周知願いたい）
- ・ 行政、社協、福祉関係団体との意見交換会の定例（年1回は）開催してほしい
- ・ 会員の減少、役員のみ手不足
- ・ 他団体との情報交換、交流
- ・ 社協のご支援ご協力をお願いしたい
- ・ 福祉関係団体の活動状況PRに協力してほしい
- ・ 小地域活性化のためのイベント開催への支援



4 地域福祉の現状

アンケート調査において、住民がお互いに助け合うべき「地域」は、隣近所 31.9%、自治会 27.2%、班 15.4%となっており、生活上身近に感じる範囲として74.5%を占めています。

現在の「近所づきあいについて」は、わりと親しく付き合っている 40.5%、とても親しく付き合っている 16.9%と半数以上がつきあいをされていますが、一方で、つきあい程度 30.8%、ほとんど付き合いがない 8.9%と、地域のコミュニティ離れやつながりの希薄化も伺えます。

地域座談会においても、各地域に共通して、「地域のつながりがある」という意見の一方で「地域のつながりが希薄になってきている」との意見もありました。

更に、統計データや近年の経済情勢などから勘案して、人口の減少傾向に加え、少子高齢化や核家族化の進行は今後も継続することが予想されます。

地域社会で起こる問題に対して、「住民相互の協力が必要か」について、必要だと思うが 58.9%、必要だと思わないは 2.8%でした。

このような状況から、本市においても地域福祉の推進に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本的考え方

本市総合計画では、「本市には、都会では失われつつある地域の絆、家族の絆がまだ残っています。世代を超えたふれあいは、高齢者を元気にし、地域の歴史、文化、風土を次世代に残します。人々のふれあいは、新しいまちづくりの原点であり、原動力である。」としています。

また、地域福祉の概念である、自立生活が困難な個人や家族が、地域において自立生活ができるようネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に提供するシステムの構築や、人が幸せに生きることを実感できるよう努めなければなりません。

このようなことから、総合計画の基本方針である“笑顔いっぱいの健康と福祉づくり”を念頭に、地域住民のつながりを再構築し、支え合う地域(体制)づくりを進め、健康な地域づくり、安心できる高齢化社会の実現、平等な社会の実現をめざすことを基本的な考え方とします。

2 基本理念

共に支え、助け合う地域づくり

『地域みんなで思いやり 地域みんなでささえ愛』

ひとは、みんなのために みんなは、ひとりのために

One for All All for One

3 基本目標

地域の課題や問題などの解決のためには、行政のみの取り組みでは不十分です。市民のみなさんをはじめ、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉施設、医療機関など地域福祉に関わる人や団体が参加すること、そして地域の福祉課題を自分の課題として受け止め、その解決に向け活動や行動を起こしていただかなければなりません。

市及び社会福祉協議会は、市民みなさんの主体的な活動を支援するとともに、それぞれの地域で、市民と各種団体が連携して円滑に活動が行われるための環境整備、基盤の充実に努めることとします。

基本理念を施策に反映し地域福祉のまちづくりを進めるため、次の4つの基本目標を設定しました。

<基本目標>

1) 育てようささえ愛の人づくり

地域福祉活動を推進するためには、住民一人ひとりが、助け合う・支え合うという意識を育み、日頃から地域の福祉について話し合える雰囲気づくりが必要です。また、「地域づくりは人づくり」とも言われます。地域の、将来の担い手となる人づくりを進める必要があります。

このため、既存のボランティアグループの育成のほか、新たな組織を創設すること。また、広報紙などによる情報提供のほか、各種講習会や講演会の開催により、ボランティア活動への意識の高揚、地域のリーダーの育成など将来の担い手育成に努めます。



2) 地域のネットワークでささえ愛

地域福祉を推進するためには、住民の福祉に対する意識高揚に努め、住民や関係団体の個々の取り組みを進めつつ、住民や関係団体のつながりを作る取り組みも必要です。

様々な人や団体がつながることで、お互いを理解し、かつ、情報を共有することにより、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれるなどの効果も、期待できます。

このため、地域内における住民同士のつながりを作る、また、つながりを深めるため小地域（自治会や班を単位とする地域など）での「向こう三軒両隣ネットワーク」を、また、この小地域をつなぐ地域単位のネットワーク「地域福祉連合会」の構築、更に7地域間を結び、情報交換などを行う組織「福祉ネットワーク うんぜん（仮称）」の構築に取り組みます。

地域福祉連合の構成員
自治会、ボランティア組織、各種団体、民生委員・
児童委員、社会福祉協議会、行政など



3) 人にやさしい地域づくり

障がいのある人もない人も、また、子どもから高齢者まで、誰もが安全に安心して暮らせる環境づくりが大切です。

このため、全ての住民が、安全に安心して暮らし、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や地域に最も適した交通手段などについて、検討していきます。

また、生き生きとした高齢社会、子育て環境等などの充実に努めます。



4) 地域のみんなでささえ愛

防犯・防災に関する課題は、地域で安全に安心して暮らすため日常の地域づくりと深い関係があります。

このため、地域内での防犯体制の整備や子どもや高齢者に対する交通安全啓発、地域での防災体制(自主防災組織)の整備、拡充を図ると共に、各地域で、火災や災害などを想定した訓練にも取り組みます。



施策の体系図

基本理念

『共に支え、助け合う地域づくり ～地域のみんなで思いやり 地域のみんなでささえ愛～』

基本 目 標	推 進 目 標	推 進 項 目
1 育てよつささえ愛の人づくり	(1) ボランティア活動の推進	ボランティアの育成・組織創設
		ボランティア活動の拠点となる場の提供
	(2) 地域福祉を支える担い手の育成	地域リーダーの養成
		福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の充実
		福祉教育の充実
2 地域のネットワークでささえ愛	(1) 地域の支え合い活動の活性化	地域でのあいさつ・声かけでコミュニケーション
		買い物・ごみ出し・その他生活支援の推進
		見守り活動の推進、拡充(体制整備)
	(2) 地域の交流の場をつくり、相互理解を広げる	高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり
		障がいのある人について地域で理解を深める
		公共施設などの市民利用の拡充(施設の有効利用促進)
		自治会活動の支援
	(3) 相談体制、情報提供の充実	地域間交流
		身近な相談窓口の整備
		行政の情報(各種制度や事業)など周知の充実
	困っている人の情報などを地域で共有できるシステムづくり	

基本 目 標	推 進 目 標	推 進 項 目
3 人にやさしい地域づくり	(1)誰もが安心して利用しやすい福祉サービス	高齢者福祉サービスの充実
		障がい者福祉サービスの充実
		保健・医療・福祉の連携の強化
	(2)移動と生活のバリアフリー化の推進	道路や建物などのバリアフリーの推進、整備
		交通手段の確保
	(3)生き生きとした高齢社会	健康教室などの実施
		高齢者の活動の充実
		介護予防の充実
		高齢者の働く場所の確保、提供
	(4)子育て環境の充実	安心して遊べる場所の充実
		保育サービスの充実
		要保護児童に対する支援
		放課後児童対策の推進
		家庭、地域における子育て支援、教育支援
子育てなど支援制度の整備、拡充		
少子化対策の推進		
(5)障がい児・者への支援体制	障がいのある人の働く場の提供、就労支援	
4 地域のみんなでささえ愛	(1)地域防災体制の強化	災害時要援護者の把握
		地域での防災訓練の実施
		自主防災組織の整備
	(2)交通安全意識を高める	交通安全啓発に関する取り組み

第4章 地域福祉推進のための施策の展開

< 地域福祉活動計画 >

前章の基本目標を達成、また、実現するため、基本目標ごとの具体的な取り組み方針を次のとおり整理しました。

自助・共助・公助による推進

地域福祉推進のための具体的な取り組みについては、行政だけではなく、市民や地域、社会福祉協議会、関係団体などが協働して行うことが必要なことから、

行政が取り組むこと 「公助」

社会福祉協議会が取り組むこと 「共助」

地域のみなさんで取り組むこと 「自助」

市民一人ひとりが取り組むこと（または、できること） 「自助」

として推進します。

基本目標 1 育てようささえ愛の人づくり

アンケート調査で、「ボランティア、地域活動などの経験がある」と回答された方は16.3%、参加されていない方は57.4%で、その理由は「活動する時間がない」が、28.0%となっています。一方で「ボランティア、地域活動等に参加してみたい」と回答された方は、45.9%となっています。

このため、住民による自主的な活動を促進する活動の拠点となる場の提供も検討しつつ、既存のボランティアグループの育成のほか、新たな組織を創設すること。また、広報紙などによる情報提供のほか、各種講習会や講演会等の開催により、ボランティア活動への意識の高揚、地域のリーダーの育成など将来の担い手育成に努めなければなりません。



推進目標（１）ボランティア活動の推進

推進項目 ・ボランティアの育成・組織創設（1-(1)- ） ・ボランティア活動の拠点となる場の提供（1-(1)- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	<p>地域で行われているボランティア活動を支援します。</p> <p>地域の課題などに対応する新たなボランティア組織の創設を支援します。</p> <p>地域で行われているボランティア活動の周知に努めます。</p> <p>ボランティア活動を促進するため、活動の拠点となる施設などの情報提供に努めます。</p>
社協 が取り組むこと	<p>地域で行われているボランティア活動を支援します</p> <p>地域の課題などに対応する新たなボランティアの組織の創設を支援します。</p> <p>地域で行われているボランティア活動を紹介します。</p> <p>ボランティア研修会や講習会を開催します。</p> <p>ボランティア活動についての情報を発信します。</p> <p>ボランティア団体のネットワークを構築します。また強化を図ります。</p> <p>ボランティア団体の登録推進と円滑な利用の仕組みを整備します。</p> <p>ボランティア活動に関する相談窓口を設置します。</p>
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	<p>ボランティア研修会や講習会に参加する。</p> <p>地域で行われているボランティア活動に参加する。</p> <p>地域の課題などに対応する新たなボランティアについて、地域で話し合う。</p>

音訳ボランティア



海岸清掃ボランティア



推進目標（２）地域福祉を支える担い手の育成

推進項目 ・地域リーダーの養成（1-(2)- ） ・福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の充実（1-(2)- ） ・福祉教育の充実（1-(2)- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	関係機関と連携し、福祉教育を推進します。 福祉に関する講演会や学習会を開催します。 福祉活動の相談員・指導員の育成や設置について、関係機関との連携を図ります。 地域や社協などが行う子ども達の福祉学習など、担い手育成対策を支援します。
社協 が取り組むこと	子ども達の体験学習などを開催し意識の高揚に努めます。 福祉活動の相談員・指導員の育成に努めます。 担い手の育成に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	学習会や研修会などへ参加する。

基本目標2 地域のネットワークでささえ愛

市や社協が提供する福祉サービスを受けることにより、課題や問題の解決につながるケースのほか、サービスの対象とならない、また、対応できない様々な課題や問題もあります。このような課題や問題の解決のため、日頃から地域福祉について話し合える機会を多くし、「市民のみなさんによる“助け合い支え合う地域づくり”」を推進していかなければなりません。

このため、地域内における住民同士のつながりを作る、また、つながりを深めるため小地域（自治会や班を単位とする地域など）での「向こう三軒両隣ネットワーク」を、また、この小地域をつなぐ地域単位のネットワーク「地域福祉連合会」の構築、更に7地域間を結び、情報交換などを行う組織「福祉ネットワーク うんぜん（仮称）」の構築に向け取り組みます。



推進目標（１）地域の支え合い活動の活性化

推進項目 ・地域でのあいさつ・声かけでコミュニケーション（２-（１）- ） ・買い物、ごみ出し、その他生活支援の推進（２-（１）- ） ・見守り活動の推進、拡充（体制整備）（２-（１）- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	地域、社協と連携して、あいさつ・声かけ運動を推進します。 隣近所との関係の重要性の意識啓発を行います。 地域福祉推進の必要性・重要性を啓発します。 見守りネットワーク体制を整備します。 高齢者などへの買い物やごみ出し、その他生活支援についての体制整備に努めます。 見守り隊などの組織の整備に努めます。
社協 が取り組むこと	あいさつ・声かけ運動を推進します。 行政が推進する見守りネットワーク体制整備へ協力します。 安心して外出や買い物ができる体制づくりの研究に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	あいさつ（運動）をする。 見守り、声かけ、買い物支援に積極的に参加、協力する。 日頃から隣近所との付き合いを大切にする。 回覧板の回付時には、必ず“声かけ”をする。 困っている人を見かけたら声かけ、手助けをする。



推進目標（２）地域の交流の場をつくり、相互理解を広げる

推進項目 ・高齢者・障がいのある人・子どもたちが交流できる場づくり（２-（２）- ） ・障がいのある人について地域で理解を深める（２-（２）- ） ・公共施設などの市民利用の拡充（施設の有効利用促進）（２-（２）- ） ・自治会活動の支援（２-（２）- ） ・地域間交流（２-（２）- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	交流のための場づくりを支援するとともに、市内外の実践事例の情報を収集し発信します。 地域で行われる福祉活動を積極的に支援します。 高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会などを開催します。
社協 が取り組むこと	高齢者の生き生きサロンや子育てサロンなどを通じ、世代間の交流やふれあいを促進します。 高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会などの開催に協力します。 交流の場づくりに努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	地域の行事や交流の場に積極的に参加する。また、誘い合う。 高齢者、障がい者について理解を深める。 高齢者、障がい者の支援に関する（体験）学習会などへ参加する。

地域間交流（運動会）



体験学習による交流



推進目標（3）相談体制、情報提供の充実

推進項目 ・身近な相談窓口の整備（2-(3)- ） ・行政の情報（各種制度や事業）など周知の充実（2-(3)- ） ・困っている人の情報等が地域で共有できるシステムづくり（2-(3) ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	福祉総合相談窓口について周知します。 民生委員・児童委員の活動について周知します。 行政情報の発信強化に努めます。 地域福祉のための情報共有システムづくりを検討します
社協 が取り組むこと	福祉総合相談窓口の設置を検討します。 困りごと相談窓口の設置を検討します。 各種相談機能、体制の整備・充実に努めます。 情報共有システムづくりに協力します。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	ひとりで悩まず、身近な人や民生委員・児童委員に相談する。 相談窓口を活用する。 声かけなどにより信頼関係を構築する。

福祉総合相談窓口



基本目標3 人にやさしい地域づくり

障がいのある人もない人も、また、子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心して暮らすためには、地域の住環境づくりが大切です。

このため、全ての住民が、安全で安心して暮らし、様々な活動が行えるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備に努めます。

また、生き生きとした高齢社会、子育て環境の充実などに努めます。

推進目標(1) 誰もが安心して利用できる福祉サービス

推進項目 ・高齢者福祉サービスの充実(3-(1)-) ・障がい者福祉サービスの充実(3-(1)-) ・保健・医療・福祉の連携の強化(3-(1)-)	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	各種福祉計画などに基づき、ニーズに合ったサービスを提供します。 現在、実施している在宅福祉サービスの拡充に努めます。 関係機関と連携し、認知症サポーター講習会など各種講習会を開催します。 福祉、保健、医療分野との連携による事業展開を検討します。
社協 で取り組むこと	地域の社会資源を活用した福祉サービス活動を行えるように努めます。 必要なときに必要なサービスが受けられるような体制づくりの強化に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	広報紙などにより、日常的なサービスと相談窓口についての情報収集に努める。 講習会などへ参加する。

推進目標（２）移動と生活のバリアフリー化の推進

推進項目 ・道路や建物などのバリアフリー化の推進、整備（3-(2)- ） ・交通手段の確保（3-(2)- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	交通手段の確保について検討します。 公共施設の整備については、高齢者や障がいのある人も利用しやすいよう、スロープや手すり、多目的トイレの設置など、バリアフリー化を推進します。
社協 で取り組むこと	地域や学校において、バリアフリーに関する学習会の開催や体験学習により、まちのバリアフリーチェックを行うなど、意識高揚に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	点字ブロックの上や狭い通路に障害物を置かないようにする。



推進目標（３）生き生きとした高齢社会

推進項目 ・健康教室などの実施（３-（３）- ） ・高齢者の活動の充実（３-（３）- ） ・介護予防の充実（３-（３）- ） ・高齢者などの働く場所の確保、提供（３-（３）- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	介護予防教室・健康教室などの充実に努めます。 老人クラブや各種クラブ・サークルなどの運営や活動を支援します。 地域のつどいの場づくり（サロンなど）を推進、支援します。 介護予防事業の充実に努めます。 シルバー人材センターに関する情報を発信します。
社協 で取り組むこと	地域などで実施される各種健康教室などの支援に努めます。 地域のつどいの場づくりに努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	行政などが行う各種健康教室やスポーツ大会、イベントなどに参加する。 老人クラブや各種の文化クラブ、スポーツクラブなどに加入する。 地域でのボランティア活動に参加する。 地域でお互いに声を掛け合い、仲間づくりに努める。

介護予防教室



ミニデイ



推進目標（４）子育て環境の充実

推進項目 <ul style="list-style-type: none"> ・安心して遊べる場所の充実（3-(4)- ） ・保育サービスの充実（3-(4)- ） ・要保護児童に対する支援（3-(4)- ） ・放課後児童対策の推進（3-(4)- ） ・家庭、地域における子育て支援、教育支援（3-(4)- ） ・子育てなど支援制度の整備、拡充（3-(4)- ） ・少子化対策の推進（3-(4)- ） 	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	放課後児童クラブについては、保育所地域活動事業と併せて取り組んでおり、今後、様々な問題の解決を図るため、地域間における子育て支援のネットワーク化に努めます。 要保護児童等に対する支援体制強化に努めます。 市民参加による子育て支援に努めます。
社協 で取り組むこと	子育て支援グループの支援に努めます。 子育てサロンの開催や充実に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	子育て先輩の母親と子育て中の母親の交流をする。 よその子も我が子のように叱れる、地域づくりに努めよう。 地域の子どもは、地域で見守り、地域で育てよう。

学童保育での活動風景



子育てサロン



推進目標（５）障がい児・者への支援体制

推進項目 ・ 障がいのある人の働く場の提供、就労支援（3-(5)- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	<p>「障がい」についての講習会や学習会の開催に努めます。</p> <p>障がいのある人と交流できる場の提供に努めます。</p> <p>一般就労などの支援については、ハローワーク、商工会、福祉サービス事業所などと連携を図ります。また、就労支援の啓発活動に努めます。</p> <p>ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が働けるように企業への働きかけます。</p>
社協 で取り組むこと	<p>障がいのある人の集う場づくりに努めます。</p> <p>障がいのある人やその家族をフォローする情報提供に努めます。</p> <p>障がいのある人をサポートするボランティア活動を推進します。</p>
地域みなさんや市民一人ひとり が取り組むこと	<p>ふれあいの場に参加する。</p> <p>障がいのある人も自分ができる地域活動に参加する。</p> <p>障がいのある人との交流の場に参加したり、地域でコミュニケーションに努める。</p> <p>「障がい」について、理解することに努める。</p>

擬似体験学習



基本目標4 地域のみんなでささえ愛

防犯・防災に関する課題は、地域で安全に安心して暮すため日常の地域づくりと深い関係があります。

このため、地域内での防犯体制の整備や子ども・高齢者に対する交通安全啓発、地域での防災体制（自主防災組織）の整備、拡充を図ると共に、各地域で、火災や災害などを想定した訓練にも取り組みます。

推進目標（1）地域防災体制の強化

推進項目	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握（4-(1)- ） ・地域での防災訓練の実施（4-(1)- ） ・自主防災組織の整備（4-(1)- ） 	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	防災マップなど必要に応じ更新し、市民へ周知します。 広報紙などで様々な防災に関する情報を発信します。 自主防災組織の整備や防災訓練などを地域で実施することの重要性を発信します。 地域での見守り体制や災害時など緊急時に要支援者を支援する仕組みづくりを構築します。 自主防災組織の育成や地域の防災訓練などを支援します。
社協 で取り組むこと	災害ボランティアに関する研究に努めます。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	緊急時に備え、避難場所の確認や非常用持ち出し品の準備など、防災マップなどで確認しておきましょう。 災害時の避難や支援がスムーズに行えるよう、防災について地域や家庭内で話す機会を作りましょう。 防災訓練や災害時要援護者避難支援訓練などを自治会や地域で開催すると共に、積極的に参加しましょう。

災害時要援護者避難支援訓練



推進目標（２）交通安全意識を高める

推進項目 ・ 交通安全啓発に関する取り組み（４-（２）- ）	
区分	取り組み
行政 が取り組むこと	広報紙などにより交通安全啓発や情報を発信します。 高齢者、障がい者、子どもを対象とした交通安全講習会を開催します。 電動三輪車安全運転講習会を開催します。 学生生徒の交通安全指導について学校との連携を図ります。
社協 で取り組むこと	高齢者、障がい者、子どもを対象とした交通安全講習会の開催に協力します。 広報紙などにより交通安全啓発や情報を発信します。 電動三輪車安全運転講習会の開催に協力します。
地域のみなさんや 市民一人ひとり が取り組むこと	交通安全講習会へ参加する。 交通安全運動へ協力する。



第5章 地域福祉の推進と評価

1 市民との協働による地域福祉の推進

この計画を今後具体的に進めるにあたっては、市民・関係団体などと行政が協働して、着実に進めていくことが不可欠です。

この計画に示した基本方針に基づき、社会福祉協議会やその他地域の関係団体などと連携して、地域主体による地域福祉活動の推進を図ります。

2 市と関係機関との連携

社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」が活動目的の中心であり、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っております。計画に基づく地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会との連携は不可欠です。

関係団体との連携

民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、保育園など、子ども会や老人会など各種団体とも連携を図ります。

行政内の連携

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっています。これら庁内関係各部署とも連携を図らなければなりません。

3 計画の進行管理と評価

本計画を総合的に推進していくために、地域福祉推進の担い手であるさまざまな主体の代表者で構成する「雲仙市地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置し、施策や取り組みについて、年度ごとに進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映していきます。

また、必要に応じ市民の福祉ニーズを把握する市民アンケート調査なども実施することとします。

なお、本計画の評価方法として、市総合計画に基づく行政評価の手法を取り入れます。

參考資料

用語解説

NPO

民間非営利組織と言われるもので営利を目的としない団体を示す。

介護予防サービス

介護保険制度において、居宅要支援者に対して介護予防を目的として提供されるサービス。

訪問介護や訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど。

シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が市町村（特別区を含む）に1個に限り指定する公益法人。その能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供するほか、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を実施する。

社会資源

福祉ニーズを充足させるために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等などの総称

認知症サポーター

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。

受講者には、認知症を支援する目印と

してオレンジリングが授与される。

ネットワーク

地域における住民同士の複数の関係のつながりを示すものとして使われる。また、援助専門職員間の「連携」という意味で用いる場合もある。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。

障がいのある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省し、払拭しようとするもの。

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のことをいう。

具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置などがあげられる。

（無償）ボランティア

無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいう。（自らの意志に基づき無償で福祉活動等を行うこと。）

個人又はグループで行われる、手

話・点訳、学習指導、理美容、電気、大工、児童・高齢者などの介護や話し相手 一日里親、施設提供など。

有償ボランティア

有償とは、福祉活動等に際して交通費、食費、報酬が保障されていることをいう。

(注) 無償か有償かボランティアの定まった見解はされていない。

ユニバーサルデザイン

障がいのある人もない人の区別なく、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計されたものをいう。障がい者・高齢者の利用にとって障壁となる部分の除去や改善を施すバリアフリーデザインの理念が発展し、障がい者・健常者の「共用」が種々の生活用品の商品開発で指向されるようになり、最初から全ての人々の使用を意識して考案、設計されるようになった。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童をいう。この要保護児童を発見した者は、市町村、福祉事務所若しくは児童相談所に通告することが義務付けられている(児童福祉法第6条の2、同第25条)。

参考資料:「社会福祉用語辞典 5訂」中央法規出版



計画推進事務局

雲仙市市民福祉部（雲仙市福祉事務所）福祉課

雲仙市千々石町戊 582 番地 tel 0957-36-2500

雲仙市社会福祉協議会

雲仙市愛野町乙 1736 番地 3 tel 0957-36-3766